

法令適用事前手続（ノーアクションレター）制度の概要

企業が新規の商品販売やサービス事業を行おうとした場合、その行為が法令に違反しているかどうか明らかでなく、そのために、法定リスクが高いと判断し、事業活動をあきらめてしまうケースが考えられる。

この場合、各企業が開始しようとする具体的事業活動に関して、当該活動が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、監督官庁に確認できればこのようなケースに対して有効なリスクヘッジになると思われる。

アメリカなど欧州の一部の国では、このようなケースにおいて行政機関が事前に法令適用の可能性を回答し、公表してきた。また、それらの国では特に金融事業において、法令・判例に次ぐ非常に重要な規範として機能している。

我が国においても、平成 12 年 12 月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」において、「IT 革命の到来等の中で、民間企業の事業活動がその行政処分に関する法令解釈を事前に明確化する手続きを、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」こととされ、これを受け、さらに、平成 13 年 3 月末日「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」が閣議決定され、各省庁において実施されている。

法令適用事前手続（ノーアクションレター）制度を活用する際の留意事項

法令適用事前確認手続運用は おおむね以下の手順を踏んでゆく。

1、照会の趣旨の特定を行う。

照会制度の趣旨は、自己の事業活動に係わる具体的行為が、

- a. 法令の条項に基づく許認可等を受ける必要があるのか・・・(許認可を受けない場合、罰則の対象となるのかどうか。)
- b. 法令の条項に基づく不利益処分の適用の可能性があるか・・・

このような照会が趣旨から外れるとその監督官庁が回答をしない場合があるので注意が必要である。

- 2、照会対象である法令を所轄する官庁を調査する。
- 3、照会書を作成する。(その記載事項は・・・)
 - a. 現在企てている事業の概要と法令抵触が懸念される具体的行為ないし事実の特定。
 - b. 適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項の特定。
 - c. 当該法令の条項の適用に関する自身の見解およびその根拠の明示。
 - d. 照会および回答内容が公表されることについての同意。
 - e. 公表の延期を希望する場合、その理由および希望する具体的な公表時期
(照会を行うと、原則として照会内容は回答とともに公表されることになる。したがって、新規事業計画が公表されると第三者が知るところとなるので、照会書に公表延期を願い出ることが必要となる。)
- 4、原則、照会書を紹介窓口が受け付けて、30 日以内に回答し、照会者名並びに回答内容は、同 30 日以内に、各省庁のホームページなどにおいて公表される。

法令適用事前手続（ノーアクションレター）制度対応省庁一覧

- | | |
|-----------|---------|
| ・ 公正取引委員会 | ・ 厚生労働省 |
| ・ 警察庁 | ・ 農林水産省 |
| ・ 金融庁 | ・ 林野庁 |
| ・ 総務省 | ・ 経済産業省 |
| ・ 法務省 | ・ 国土交通省 |
| ・ 財務省 | ・ 気象庁 |
| ・ 外務省 | ・ 環境省 |
| ・ 文部科学省 | 他 |

行政書士制度研究特別委員会 委員 橋上 浩